

屋台の営業にあたっては、道路法や都市公園法および福岡市屋台基本条例をはじめとした関係法令等にもとづき、様々なルールを守っていただく必要があります。以下に記載した内容は、その主なものです。

これらのルールに違反した場合は、注意や警告、道路・公園の占用許可の停止や取り消し、許可の不更新の対象となる場合があります。

◆ 占用時間・屋台規格等について

- 道路・公園の占用時間は、屋台及び器材の搬入・搬出を含めて、午後5時から翌日の午前4時までであり、占用時間外に屋台、器材及び車両を占用場所及びその周辺の公共の場所（以下「占用場所等」）に放置しないこと。
また、屋台等は占用時間外においても適正な場所に保管すること。
- 屋台の規格は、客席、調理場及び器材置場並びに囲いを含めて、間口3m以内、奥行2.5m以内。規格外に机若しくは客席を設置し、また、規格外で飲食を提供しないこと。
- 上記規格内に設置することが困難な器材（机・客席及び囲いを除く。）は、上記規格を含む間口5m以内、奥行3m以内の定められた範囲内に、歩行者等の安全な通行の妨げとならないように設置すること（裏面「屋台設置のイメージ」参照）。
- 占用許可を受けた区画において、屋台営業以外の物品の販売その他の営業行為をしないこと。
- 屋台や占用場所等に、特定の商品や事業者を宣伝するための、のれん、のぼり旗、立看板等を設置しないこと。ただし、公共用のものや自己の屋台営業に直接的に関わるもの（メニュー表等）を間口5m以内、奥行3m以内の定められた範囲内に設置する場合はこの限りでない。
- 屋台営業を行うにあたっては、道路・公園の占用許可書を携帯し、道路・公園の占用許可証を屋台の見やすい場所に掲示すること。
- 火災等の緊急事態時には、すみやかに屋台を移動できる措置を講じること。

◆ 本人による営業について

- 屋台営業は、占用許可を受けた者自らが直接行わなければならない。屋台営業従事者がいる場合は、屋台営業届出書によりその氏名等を届け出ること。
- 料金の表示については、利用客の見やすい場所に明示すること。

◆ 周辺環境について

- 占用場所等は、常に洗浄を行い、汚損しないこと。
- 占用場所等に屋台営業により生じたごみ、汚水を廃棄しないこと。
- 汚水桝の使用にあたっては、グリース阻集器を設置すること。
- 騒音防止や衛生管理など、地域住民の生活環境に十分配慮すること。
- 屋台を利用する者等が利用する便所の確保に自ら努め、その場所を屋台の見やすい場所に明示し、周辺における公衆便所の整備及び維持管理に協力すること。

◆その他

- 屋台営業のために整備された電気、水道及び下水道の設備を適正に維持管理すること。
- 道路・公園の占用料等及び上記設備の使用料を、期限内に納入すること。
- 屋台営業に関し、市が実施する講習会を受講すること。
- 占用許可の申請内容に変更があるとき、1月以上の期間にわたり休止するとき、又は屋台営業を廃止するときは、速やかに届け出ること。
- 道路・公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合に、管理者が占用許可の取り消し又は移転等を求めたときはこれに従うとともに、移転等の費用は屋台営業者が負担すること。
- 道路及び公園管理者もしくは第三者に損害を与え、又は第三者から苦情があった場合は、屋台営業者が損害賠償又は苦情処理を行うこと。
- その他、道路や公園の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は円滑な交通を確保するよう努めるとともに、道路法、都市公園法、及び福岡市屋台基本条例等の関係法令等を遵守すること。

屋台設置のイメージ

